

令和6年度横須賀市職員採用試験受験案内 任期付職員 技能労務職(運転手)

実技試験、面接試験のみで選考を行います。

- ①電子申請締切 令和7年1月15日(水) 午後5時 受信有効
②書類提出締切 令和7年1月15日(水) 午後5時 必着
申込方法はP. 4以降をご覧ください。

上記の①、②の両方の手続きが必須です。

1 募集職種

試験区分	採用予定人員	職務の内容
運転手 (任期付職員)	若干名	公用車の運転業務、運行管理業務、公用車の管理業務および公用車車庫の管理業務等に従事します。運転業務においては県外へのマイクロバス等での運行も含まれます。

※ 状況に応じてパソコン等を使用した事務作業に従事することがあります。

2 受験資格

(1) 年齢等

以下のア～エをすべて満たしている人

ア 昭和41年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた人

イ 大型第一種免許を取得している人

ウ 令和3年4月1日から令和6年12月31日までの間に同一企業等において1年以上継続して運転業務の経験のある人

エ ワード、エクセル等のパソコンの簡易な操作が可能な人

オ 車両の整備に専門的な知識を有するとともに、運転業務に関して豊富な経験を有している人(例 企業や団体等いわゆるVIPの運転手を一定の期間継続して経験した人。災害の被災地など特殊な環境下で一定期間継続して物資を輸送した経験のある人。企業や団体等で車両管理や運転に対して独自の資格や認定を有している人など)

※「運転業務」とは、観光バス、路線バス、ハイヤー、タクシー、運送業など主に運転の業務を主とする業務のことです。

(2) 横須賀市に通勤可能な人

(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 横須賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 身分及び任期

- (1) 身分 任期付職員(常勤の正規職員)
- (2) 任期 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 試験スケジュール等(予定)

試験	日時	内容
第1次試験	令和7年1月下旬～2月上旬	面接試験
第2次試験	令和7年2月中旬～下旬	実技試験、面接試験等

・第1次試験、第2次試験とも平日に実施いたします。
・第2次試験当日に、「2 受験資格」(1)ウの職務経験を証明できるもの、自動車安全運転センターが発行する過去5年の運転記録証明書(※)の2点を提出していただきます。
・運転記録証明書は発行までに時間がかかるため、余裕を持った申請をお願いいたします。
・当日上記書類の提出がない場合、または、受験資格を満たしていることが証明できない場合は第2次試験を受験できません。

(※)運転記録証明書については以下参照
<https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/109/Default.aspx>

5 第1次試験(面接試験)

(1) 試験日時

ア 試験日 令和7年1月下旬～2月上旬

※ 集合時間・場所等の詳細は、令和7年1月24日(金)17時までに、申込書に記載のアドレスあて、メールでお知らせします。

(2) 試験内容

試験種目	試験時間
面接試験	20分

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種区分ごとに作成される令和6年度職員採用候補者名簿(以下、「職員採用候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 採用の時期は、原則として**令和7年4月1日**ですが採用時期の希望がある場合は別途ご相談ください。
- (3) 職員採用候補者名簿に登載される有効期間は、最終合格発表日から令和8年3月31日までです。
- (4) 職員採用候補者名簿に登載されていても欠員等の状況によっては採用されない場合があります。
- (5) 本試験の受験資格がないこと(採用日までに要件を満たさない場合を含む。)又は申込内容が正しくなかったことが判明した場合は、**合格を取り消し、職員採用候補者名簿から削除**します。
- (6) 外国籍の人も受験は可能ですが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。また、採用後、「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」にあたる業務には従事できません。

7 給与

- (1) 初任給(基本給)

初任給(基本給)は、合格者の年齢に応じて決定されます。

初任給 (地域手当含む)	運転手	50歳の場合	55歳の場合	59歳の場合
		269,390円	272,690円	275,220円

(令和6年12月13日現在の給与改定後の基準で算定しています)

※60歳到達後の最初の4月1日以後の給与月額は、それ以前の7割水準となります。

- (2) 基本給のほか、通勤手当、期末勤勉手当などが条件に応じて支給されます。

8 注意事項ほか

- (1) 本採用試験において、提出いただいた書類は一切返却しません。また、申込完了後の応募職種の変更はできません。
- (2) 受験にあたっては、第三者からの紹介などは、一切受けておりません。万一、紹介行為などがあった場合は、横須賀市職員倫理条例に抵触することとなり、受験を御遠慮いただくこととなります。
- (3) 第1次採用試験の不合格者は、口頭で結果を開示請求することができます。必ず受験者本人が、次のとおり指定する場所及び期間にお越しください。開示には本人確認書類の提示が必要となります。
本人確認書類は、顔写真付きの場合は1点、顔写真なしの場合は2点ご提示いただきます。
(電話・郵便・電子メール・ファクスによる請求はできません。)

ア 請求者 第1次試験の不合格者(受験者本人に限る。)

イ 内容 第1次試験の順位のみ

ウ 場所 総務部人事課(人材育成担当)(ヴェルクよこすか4階)

エ 期間 第1次試験合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く。)(午前9時から午後5時まで)

採用試験に関する問合せ先 **横須賀市総務部人事課(人材育成担当)**

〒238-0006 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか4階

電話 046(822)9863

【申込方法】

①インターネットによる申し込みと②郵送による書類提出の両方の手続きが必要です。

①申し込み	<p>ア 横須賀市ホームページ「職員採用情報」から、申し込みをしたい試験の申込フォームに移動してください。</p> <p>イ 申し込みには、電子申請システムの利用者登録が必須です。 利用者登録をしていない方は「利用者登録される方はこちら」をクリックし、登録してください。登録済みの方は「ウ」に進んでください。</p> <p>ウ 登録済みの利用者IDでログインし、申し込む試験の内容を確認後、申し込みを行ってください。 ※利用者ID及びパスワードは申し込み完了後も使用します。</p> <p>エ 申込完了後、必ず申込内容照会を行い、申し込みが完了していることを確認してください。 ※申込内容が確認できなかった場合は、総務部人事課(046-822-9863)まで、すみやかにご連絡ください。 ※利用者登録時、申し込み時のメールアドレスは同じものにしてください。 選考中の連絡に使用しますので、必ず連絡がとれるものにしてください。</p>	
	受付期間	<p>令和6年12月16日(月)から 令和7年1月15日(水)午後5時まで < 受信有効 ></p>
②書類提出	<p>(1) 提出物(自筆) ①履歴書 ②自己紹介シート ※書式は、横須賀市HPからダウンロードしたものをお使いください。 ※受験番号欄は空欄で提出してください。</p> <p>(2) 郵送先 〒238-0006 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか4階 横須賀市役所総務部人事課人材育成担当 宛</p> <p>(3) 封筒の表面に「職員採用試験 提出書類在中」と赤字で記入してください。</p> <p>(4) 一般書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。</p>	
	提出期間	<p>令和7年1月15日(水) 午後5時 必 着</p>
その他	<p>ア 電子申請システムの「はじめて利用する方」欄にある「動作環境」などを参照し利用環境を整えてから申し込みをしてください。</p> <p>イ 申し込み手続はご自身のパソコンやスマートフォンでなくても構いません。インターネット環境が整っていれば申し込みは可能です。</p> <p>ウ 締切直前は、回線が大変混雑します。システム機器の保守点検等により、受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>エ 使用される端末や通信回線上の障害によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p> <p>オ インターネットによる電子申請が困難な事情がある場合は、総務部人事課(046(822)9863)までご相談ください。</p>	
受験票について	<p>ア 受付後、1月20日(月)(予定)に電子申請システムの申込内容照会画面からPDFファイルで交付します。</p> <p>イ 交付が完了したらメールでお知らせします。電子申請システムにログインし、A4サイズの用紙に印刷して、第1次試験当日に必ずご持参ください。</p> <p>ウ 1月20日(月)を過ぎても発行されていない場合は、21日(火)午後5時までに総務部人事課(046(822)9863)に連絡してください。</p>	

● 電子申請システムによる申込方法の流れ

パソコンやスマートフォンなど、インターネット環境が整っていれば申込可能です。

